

○総務省告示第 号

無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)第五十四条第五号二の規定に基づき、九五〇MHz帯の周波数の電波を使用する簡易無線局の無線設備の送信時間制限装置及びキャリアセンスの技術的条件を次のように定める。

平成 年 月 日

総務大臣 原口 一博

- 一 送信時間制限装置は、その装置を備え付けた簡易無線局が電波を発射してから四秒以内にその電波の発射を停止し、かつ、当該停止から五〇ミリ秒を経過するまでの間は送信を行わないものであること。
- 二 キャリアセンスは、次に掲げる技術的条件に適合するものであること。
  - 1 受信入力電力の値が給電線入力点において(一)七四デシベル(二ミリワットを〇デシベルとする。)以上の値である場合には、当該値を受信した無線チャネルにおける電波の発射を行わないものであること。
  - 2 受信帯域幅は、電波を発射しようとする無線チャネルの幅であること。
  - 3 使用する無線チャネルが空き状態であるとの判定に要する時間は、五ミリ秒以上であること。